

令和6年度 区民文教委員会行政視察報告

1. 視察期間 令和6年10月30日（水）～11月1日（金）
2. 出席者
 - (1) 委員
委員長 青鹿 公男 副委員長 松村 智成
委員 中澤 史夫、鈴木 昇、岡田 勇一郎、風澤 純子、大貫 はなこ
 - (2) 同行理事者
区民課長 齊藤 明美、庶務課長 山田 安宏
3. 視察先及び調査事項
 - (1) 香川県丸亀市 東洋炭素アーバンスポーツパーク丸亀について
 - (2) 岡山県岡山市 岡山市電子町内会について
 - (3) 大阪府吹田市 スクールロイヤーを活用した法務相談体制について
デジタル・シティズンシップ教育について
4. 調査の概要
別紙のとおり

【香川県丸亀市】

1. 市の概要

人 口 107,832人 (令和6年8月1日現在)

面 積 111.83km²

主な特色

- ・県の海岸線側ほぼ中央部に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は讃岐山脈に連なる山々、陸地部は讃岐平野の一部で、平坦な田園地帯が広がっている。市の中心部には土器川が流れ、多数のため池とともに豊かな水辺空間を創出している。
- ・年平均気温が約16度、冬季でもおおむね5度以上あり、降水日数が年平均100日と温暖少雨の瀬戸内特有の気候となっている。
- ・早くから海上交通の要衝、物資の集散地として発展し、金刀比羅宮の参道口として、また城下町として栄えてきた歴史を持つ。丸亀城、美しい瀬戸内海に浮かぶ塩飽諸島、日本一の生産量を誇る丸亀うちわなど特有の資源が地域の魅力を創り出している。

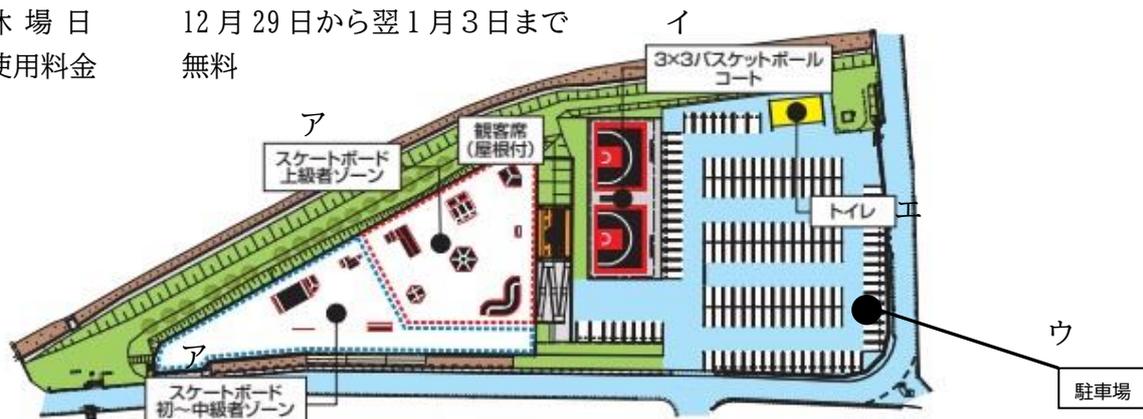
2. 調査事項

東洋炭素アーバンスポーツパーク丸亀について

(1) 施設概要

東京2020オリンピックで正式競技として採用されたスケートボードと3×3バスケットが楽しめる屋外型スポーツ施設として、丸亀市総合運動公園内に新設され、令和6年2月17日に一般利用が開始された。若者文化のランドマーク的空間を創出し、幅広い世代に親しまれ、魅力あふれる都市公園とすることを目的とした施設である。

所在地	丸亀市金倉町916番地 (丸亀市総合運動公園内)
設置施設	スケートボードエリア、3×3バスケットボールコート、駐車場、トイレ
開場時間	午前9時から午後9時まで
休 場 日	12月29日から翌1月3日まで
使用料金	無料



(丸亀市HPより引用)

【各施設の特徴】

ア. スケートボードエリア

広さ2,746m²、セクション数18基 (移動型16基・固定型2基)、夜間照明有

イ. 3×3バスケットゴールコート

ゴール数3基 (固定式1基、移動式2基)、夜間照明有

ウ. 駐車場

収容台数 150台（うち東洋炭素アーバンスポーツパーク丸亀専用駐車台数23台）

エ. トイレ

使用区分 男性用、女性用、多目的



スケートポートエリア



施設全体の様子

(丸亀市より提供)

(2) 経緯

ア. 丸亀市のスポーツ振興施策について

①丸亀市総合計画

まちづくりの基本的な考え方を示した市の最上位計画である丸亀市総合計画において、多様なスポーツ活動を支える環境を充実させながら、スポーツを通じた市民の健康づくり、にぎわいづくり、共生社会の形成など、スポーツの持つ力を生かしたまちづくりを目指すとしている。

②丸亀市スポーツ振興ビジョン

スポーツ施策に関する個別計画である丸亀市スポーツ振興ビジョンでは、基本理念にスポーツを通じた楽しみ・育ち・つながりをひろげるまちづくりを掲げ、具体的施策を示している。

③丸亀市総合運動公園

市民のスポーツ振興や健康づくり等を目的に、昭和49年に開設されたスポーツ施設で、陸上競技場、プール、テニスコート、市民体育館、多目的広場、市民球場等の施設が順次整備され、県内外問わず多数の方に利用されている。

イ. アーバンスポーツ施設に関する需要の高まり

①スケートボードパーク

オリンピックで日本人選手が活躍した影響や、互いに挑戦を讃え合う様子、競技を楽しむ姿に多くの人々が共感したことなどからスケーターが増加し、スケートボードを整備する自治体が増えた。香川県内には公共スケートボード施設が3ヵ所しかなく、老朽化が顕著であったことから、令和3年12月に香川スケートボード協会から市にスケートボードパークの早期整備を求める要望書が提出された。市内でも公共の道路や公園・駐車場などで、若者を中心にスケートボードを楽しむ様子がよく見られるようになり、公共スペースの適正管理や安全確保、周辺住民への迷惑防止の観点からも、適切な場所での施設の開設が求められた。

②3×3バスケットボール用コート

認知度は年々高まり、国内でも日本バスケットボール協会公認のプロリーグがスタートするなど盛り上がりを見せており、プレイレベルを問わず、遊びの延長として少人数から気楽に楽しむことができる点などが魅力として、若者を中心にコート整備の需要は高まっていた。

ウ. 丸亀市総合運動公園の経年劣化等に伴う施設再配置計画

整備後40年以上が経過し、利用者ニーズや時代の変化に応じた改修が必要となったことから、令和2年12月に施設整備の方向性を示す「丸亀市総合運動施設再配置計画」が策定された。策定にあたり実施した市民アンケートでは、アーバンスポーツ等の新たな施設機能を求める声も多く、多様な利用に対応した質の高いスポーツ施設整備を推進するとして、アーバンスポーツ競技施設を新設することが明記された。本計画では、当該施設の基本計画開始時期を令和8年度としていたが、需要の高まりから令和4年度に基本計画に着手、令和5年度に整備工事が実施された。

(3) 主な特徴

ア. 整備コンセプト

①誰もがいつでも気楽に利用できるパーク

未経験者から上級者まで、誰もがいつでも気軽に利用でき、自由に楽しめる施設を整備する。

②周辺環境に溶け込み安心して楽しめるパーク

公園内の形状、周辺の池や川等周辺環境に溶け込み、安心して利用できる施設を整備する。

③地域の拠点として官民連携で賑わうパーク

丸亀市総合運動場公園の拠点性を活かし、官民連携による大会やイベント等の誘致・開催ができる場所として整備し、広域的な地域の活性化につながる施設を整備する。

イ. 施設の規模及び場所

スケートボード初級者から上級者のニーズを満たすために必要な1,000㎡から2,000㎡程度の広さの確保や発生する音等の近隣住民への影響が抑えられる丸亀市総合運動公園内北側の調整池区域(約2,000㎡)をスケートボード施設の整備エリアとし、利用者が気軽に立ち寄れるよう、併設する調整池南の駐車場に隣接した場所を3×3バスケットボール用コートの整備エリアとした。

ウ. 利用上のルール

①エリア共通

- ・施設内での事故や怪我、盗難等についてはすべて自己責任とする。
- ・施設内は禁煙とし、ベンチ以外での飲食を禁止とする。

②スケートボードエリア

- ・ヘルメットを必ず着用し、小学生以下の利用時には、保護者が同伴する。
- ・スケートボード、インラインスケート専用パークであるため、BMX等の利用は禁止する。
- ・施設に備え付けてあるもの以外のセクション、障害物等の持ち込みを禁止する。

③3×3バスケットボールコート

- ・コートは予約制ではないため、混雑している場合は、30分を目途に交代して使用する。
- ・ダンクやリングにぶら下がるなどの行為を禁止する。

(4) 経費、運営方法、人員体制について

ア. 整備費

合計369,968千円 内訳：測量・設計等12,526千円、工事費357,442千円

イ. 維持管理経費(推定)

合計 1,547千円/年

内訳：委託料950千円、電気代390千円、消耗品80千円、監視カメラシステム127千円

ウ. 運営方法

施設管理を市スポーツ協会へ委託。委託内容は、施設管理やトイレの清掃等となる。

エ. 人員体制

無人（監視カメラで随時監視）

(5) 利用者数（推計値）

令和6年4月から9月

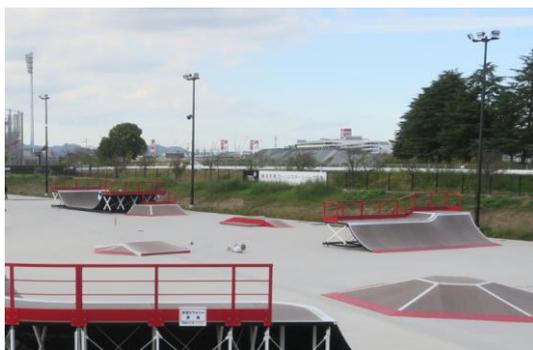
スケートボードエリア約6,200人、3×3バスケットボールコート約5,300人の計約11,500人となっている。（1日平均およそ60人、平日平均およそ45人、休日平均およそ100人）

(6) 民間や市民団体等との連携

取り組み内容	連携団体
パークの設計協力	香川スケートボード協会
オープニングイベントの協力 教室、エキシビジョンマッチ等の企画、実施	香川スケートボード協会、香川県バスケットボール協会、市、市スポーツ協会
市主催行事（初心者教室）での協力	香川スケートボード協会、香川県バスケットボール協会、市
中四国アマチュアサーキット開催	日本スケートボード協会、香川スケートボード協会、市、市スポーツ協会

(7) 成果

丸亀市総合運動公園内では、毎日のように多くの若者が集まり、本公園や周辺地域のにぎわいにつながっている。また夏場は、猛暑の影響で昼間の利用者はほとんどいないが、日が落ちた頃から多くの利用者がアーバンスポーツを楽しむ姿が見られ、夜間照明設置の成果が感じられる。



夜間照明（写真奥）



賑わいの形成（イベントチラシ）

(8) 課題

- ・ヘルメットの着用や禁煙などのルール遵守が課題となっており、施設の適切な利用管理の在り方について検討が必要である。
- ・BMXやキックボード等、他のアーバンスポーツの種目は現在使用を禁止しているが、利用したいという声はあり、実現に向けては、安全性の確保等の検討が必要である。

(9) 今後の展開

- ・スクールイベント等を積極的に開催し、スケートボードや3×3バスケットボールの愛好者拡

大を目指す。一生懸命練習した技がクリアできた時に利用者同士が共に喜び合うという、アーバンスポーツ特有の文化や魅力を多くの市民に広げていく。

- ・アーバンスポーツを通じた利用者同士の交流を促進し、様々な思いが共有できる居場所として市民に親しまれる施設を目指す。

3. 主な質疑応答

(問) 利用料無料はどのような考え方からか。修繕等に対してはどのように備えているのか。

(答) 市民に広く開かれた施設にすることが市長の方針であったため、利用料を無料として経済状況等に関わらず誰もが気軽に利用できるようにしている。修繕等については、愛称命名権（ネーミングライツ）を導入し、ネーミングライツ料年間500万円を財源に充てている。

(問) 施設利用は自己責任としているが、施設管理者としてどのような対策をしているのか。

(答) 傷害保険や損害保険への加入を呼びかけるほか、スケートボードエリアではヘルメットの着用を義務付けている。香川スケートボード協会によると、利用者は自己責任の元でプレーしており、ヘルメット着用を義務化すると若者が利用を控える要因になる可能性があるとのことであったが、安全確保の観点からヘルメット着用を必須とした。その他の対策として監視カメラを設置し、施設管理を委託しているスポーツ協会の事務室（施設から数分）で場内状況を確認し、事故等が発生した場合にはすぐに駆け付ける体制を整えている。

4. まとめ

座学の後に実際にアーバンパークを見学した際には、放課後に集まってきた子供たちや若者が、学校や地域の垣根を越えて、スケートボードや3×3バスケットボールを楽しむ様子が見られ、地域の活性化や交流促進に貢献している様子を直に感じることができた。また、市の担当者が利用者の声に積極的に耳を傾け、交流を図りながら新設した施設を利用者と共に育てていこうとする姿勢が印象的であった。

本区では、スポーツ振興基本計画において「スポーツのできる環境の整備」を基本目標の1つとして掲げ、区民の誰もが身近で安心してスポーツができる環境の整備を進め、区立スポーツ施設の年間利用者数の向上に取り組んでいる。また、都内でのアーバンスポーツ施設の開設が増加傾向にある中、本区でもニーズの把握に努めているところである。

丸亀市の事例のように、利用料を無料とし、市民に広く開かれた施設として若者文化のランドマーク的空間を創出し、幅広い世代に親しまれることを目指す施設づくりは、スポーツをより身近に感じられる環境を整備するという点において、本区の今後の施策検討に大いに参考となるものであった。



視察の様子



3×3バスケットゴールコート前にて

【岡山県岡山市】

1. 市の概要

人 口 696,633人（令和6年7月31日現在）

面 積 789.95㎢

主な特色

- ・岡山平野の中央に位置し、南部は豊かな沃野、北部は吉備高原につながる山並みが広がっている。温暖な瀬戸内海特有の風土により、春秋は快晴の日が多く、冬は厳しい季節風を中国山地が遮り積雪はまれである。降水量1mm未満の年間日数が全国都道府県庁所在地で第1位となっており、「晴れの国おかやま」と呼ばれる理由となっている。
- ・近畿と九州を結ぶ東西軸と、山陰と四国を結ぶ南北軸の結節点に位置し、鉄道・道路・空路などの交通網が集中する中枢拠点都市である。
- ・歴史的には古代より吉備文化発祥の地として栄え、造山古墳をはじめとした史跡が数多く残り「桃太郎伝説」の生まれた町として日本遺産に認定されている。

2. 調査事項

岡山市電子町内会について

(1) 概要

電子町内会は、インターネットを活用して、町内会活動などの地域情報を発信するとともに、会員同士が身近な出来事を共有し合うことで地域コミュニティの活性化を図るものである。

(2) 岡山市の町内会組織体系（平成6年3月末時点）

ア. 単位町内会

全1,711町会。町内会加入率は77.6%、単位町内会平均世帯数は154.8世帯である。

イ. 各小学校区・地区連合町内会

単位町内会が各小学校区・地区ごとに集まり構成される連合町内会で96組織が形成されている。

ウ. 岡山市連合町内会

岡山市全体の連合町内会。各小学校区・地区連合町内会の各連合町内会を会員とする。

(3) 経緯

ア. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（通称：IT基本法）

国において高度なネットワーク社会の確立を目的とするIT基本法が成立する。

イ. 岡山市における電子自治体の構築に向けた方針の策定

IT基本法の成立を受け、電子自治体の構築に向け3つの方針に基づく取り組みを開始する。

①市役所の情報化（行政の効率化・高度化の推進）

住基・戸籍・税、財務会計、文書管理、庁内LAN等各システムの導入

②行政手続きの情報化（行政サービスの向上）

公共施設予約案内、図書館蔵書予約検索、公金収納等各システムの導入

③市民の情報化（住民主体のまちづくりの推進）

公式ウェブシステム、官民協働型サイトの充実、電子町内会システムの導入

ウ. 電子町内会の取り組みの開始

電子自治体に向けた方針の一つ「市民の情報化」において推進する取り組みであり、地縁のつながり等の町内会の良さを生かしながら、地域の情報共有や情報発信の手段として活用し、多世代の地域活動への参加を促進するとして、岡山市第六次総合計画にも掲げられている。

①システムの構築

平成13年時点では、経済産業省のIT装備都市事業採択時に開発した電子コミュニケーション用システムを電子町内会用に流用していたが、平成16年1月に総務省の「eまちづくり」交付金の一部を使ってシステム開発を行ったシステムを導入した。

②7つのモデル町内会で運用開始

運用開始にあたって、モデル電子町内会を募集し、申し込みがあった単位町内会6町会、連合町内会1組織が参加して、平成13年11月に運用を開始した。

③電子町内会システムリニューアル

運用開始から10年以上が経過し、参加町内会からはもっと簡単にアップできないか、ホームページの容量を増やしてほしい、スマートフォンやタブレットからも更新できるようにしてほしいなど、様々な要望があがっていたことに加え、システムの老朽化、セキュリティの問題があったため、平成28年10月に電子町内会システムのリニューアルを行い、様々な問題の改善を図った。

(4) 主な特徴

ア. 電子町内会が有する3種類のシステムについて

①公開サイト（外向け機能）

全ての方が閲覧できるサイトであり、町内会や地域の情報を広く広報することができる。

②一斉配信システム（内向け機能）

町内会役員から登録会員にメールを一斉配信することで、即時に情報を伝えることができる。

③会員サイト（内向け機能）

会員登録を要する町内会会員のみが閲覧できるサイトであり、町内会員間の情報共有ができる。

イ. 電子町内会の仕組みについて



(岡山市HPより引用)

①市の支援体制

WEBサーバシステムを保有し、町内会に無料で提供している。セキュリティ対策や保守等は業者に委託し、受託業者は町内会からの問い合わせや講習会開催要望に応じる体制を整えている。

②電子町内会に参加する町内会の組織体制

電子町内会の3種類のシステムから利用する機能を選んで運営する。役員として、会長（実際の町内会長）、各システムの管理者（連合町内会は5名以内、単位町内会は3名以内）、運営（編集）委員（複数名）を設置する。できるだけ複数名が関わり、継続して運営できる体制を作る。

ウ. 電子町内会参加状況（令和5年11月1日時点）

	全体	参加数
小学校区・地区連合町内会	96連合町内会	40連合町内会
単位町内会	1,711町内会	63町内会
市内全域の町内会加入世帯数に対する電子町内会参加世帯数		52.27%

エ. 必要経費

①初期のシステム構築費	約2,000万円
②平成28年度のシステム更改	約700万円
③令和5年度のクラウドサーバーへの移行	約500万円
④ランニングコスト	年間約620万円

オ. 普及のための取り組みについて

①電子町内会パネル展の開催

来庁者に向けた電子町内会のPRを行うため、参加町内会が作成した電子町内会パネル展を開催している。パネルがきっかけで電子町内会への参加に発展するケースや参加町内会同士の交流が生まれるケースがあるなど、電子町内会の普及に一役買っている。

②利活用コンテストの開催

平成30年から開催してきた利活用コンテストを、令和5年からは、電子町内会が町内会活動に役立った事例を募り、優秀な事例を表彰する形式に変更し、好事例紹介の場として活用している。

③担当者会議や意見交換会の開催

電子町内会事業の協働事業者である岡山市連合町内会内に設置されたICT推進専門委員会との定期的な会議や、市担当者や電子町内会役員の意見交換会を開催し、質の向上につなげている。

カ. 電子町内会の活用事例

①地域の活性化につながる情報の掲載

- ・連合町内会内にある小学校の周年行事の広報ツールとして活用した。式典に向け小中高校生の出演者が稽古に励む様子などをタイムリーに掲載して、周年行事の機運を高めることができた。
- ・町内会や地域の歴史を掲載することで、歴史の保存と愛着の形成を促し、岡山を離れた方にも郷土岡山を身近に感じてもらうことに役立っている。

②回覧板情報の掲載

- ・行事案内を回覧板に加えて、公開サイトでも配信している。回覧板に掲載したQRコードから電子町内会にアクセスできるようにしたことで、回覧情報をまとめて確認できるようになった。
- ・Googleフォームを活用し、サイトから直接行事の参加申し込みができるようにした。受付処理の効率化と正確さが向上し、若い世代への参加者の拡大につながっている。

③防災情報の掲載

- ・地域の防災マップや危険箇所情報の掲載や、河川カメラのリンクを添付するなどして、町内会住民が防災情報にすぐアクセスできるようにしている。

④行事予定表の掲載

- ・Googleカレンダー等を活用して町内会活動に関するスケジュール管理を行うことで、最新情報をいつでも確認することができるようになった。

⑤メール一斉配信機能の活用

- ・これまで町内会のお知らせには放送を利用してきたが、聞こえづらい等の問題があった。そこで補完手段としてメール一斉配信を利用したところ、内容がよくわかるようになった、行事に参加しやすくなったなど好評を得ている。行事の参加者が増えるなどの成果もあがっている。

(5) 課題

- ・電子町内会の認知度、加入率が低いこと。
- ・電子町内会加入後のモチベーションの維持、次世代への引継ぎが困難であること。
一人で運営する町内会や、担い手が高齢者である町会が多く、次世代の育成が必要である。
- ・町内会の情報格差があること。
役員は高齢者が多く、デジタル化を推進できないことや、デジタルでは情報を受け取れない会員もいるなどの問題がある。

(6) 今後の展開

- ・電子町内会のモチベーションアップに係る取り組みとして、引き続き電子町内会パネル展の開催や、活性化イベントを開催する。
- ・人材育成に係る取り組みとして、研修会や連合町内会への啓発等を行い、地域のデジタル化に向けた人材を育成していく。
- ・電子町内会未加入町内会のデジタル化推進に係る取り組みとして、ニーズ調査や町内会活動のデジタル化推進講習を開催するとともに、電子町内会にこだわらず町内会活動のデジタル化を検討していく。

3. 主な質疑応答

(問) 年間のランニングコストがおおよそ200万円かかる一方で、各町内会の電子町内会への参加費は無料としているが、この運営方法は今後も継続していくのか。

(答) 電子町内会の運用に係る経費を各町内会に負担してもらうことも検討していく必要があると考えている。

(問) 各町内会役員の情報格差を埋める取り組みとして有効なものがあれば教えてほしい。

(答) 役員会議でシステム講習会を開催した際、はじめはIT機器に対する抵抗感を示す役員も多かったが、他の参加者が使用した感想を述べ始めたことをきっかけに、次第に興味を示す役員が徐々に増え、最終的には全体の電子町内会への興味が向上した。町内会役員同士が互いに刺激し合う環境のもと、講習を実施したことが効果的であったと感じた。

4. まとめ

町会は地域活動の核となる存在である一方、全国的に町会役員の高齢化による活動の担い手不足や、新規住民の町会活動への関心の低さ等の課題があり、本区においても例外ではない。

岡山市では、地域の情報共有や情報発信の手段として、平成13年から電子町内会を導入し、時代や状況変化に応じた改良を重ねながら町内会活動を支援している。その結果、本事業は町会活動の活性化を促進するための手段の一つとして機能しており、特に、若い世代の町内会活動への参加を促す効果的な取り組みとして、本区での町会の情報発信や情報共有を推進する上で参考となるもの

であった。また、回覧板や町内放送とともに電子町内会を活用して情報発信を行う取り組みは、デジタルデバイスを使用しない町内会員のフォローをしながら、町内会のデジタル化を促進する手法の一つとして有効なものであると感じた。

同市では、担い手の高齢化に伴う次世代への引継ぎなどの課題に対して、対応策の検討がされており、その展開に注目していきたい。



視察の様子



岡山市議会議場にて

【大阪府吹田市】

1. 市の概要

人 口 383,419人（令和6年7月31日現在）

面 積 36.11km²

主な特色

- ・大阪府の北部に位置し、南は神崎川を隔て大阪市に、北は箕面市・茨木市に、東は摂津市に、西は豊中市に隣接している。気候は温暖。千里ニュータウンを擁する市域北部は、樹枝状浸食谷の発達した標高20mから115mのなだらかな丘陵となっており、南部は安威川・神崎川・淀川をつくる標高10mほどの沖積低地である。
- ・名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有し、市域から10km圏内にはJR新大阪駅や大阪国際空港が位置し、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしている。

2. 調査事項

スクールロイヤーを活用した法務相談体制について
デジタル・シティズンシップ教育について

(1) スクールロイヤーを活用した法務相談体制について

ア. 概要

スクールロイヤーとは、学校や教育委員会に対して、学校で発生するいじめ・不登校・学校事故などさまざまな問題について助言・アドバイスをする弁護士のことである。吹田市教育委員会では、市内小中学校で生じた喫緊の課題に対し、スクールロイヤーによる法務相談体制を導入し、問題の早期解決を図っている。

イ. 導入までの経緯

①学校で生起する事案の多様化、複雑化

いじめをはじめとした児童生徒間や保護者、地域とのトラブルに加え、児童生徒の携帯電話やスマートフォンによるネットトラブル等、学校で生起する事案は多様化、複雑化しており、教員だけでは解決困難なケースや、解決までに時間を要するケースが増加した。

②大阪府教育委員会S L教育相談会

大阪府では全国に先駆け平成28年度から大阪弁護士会から選ばれたスクールロイヤーによる助言を受けられる制度を導入し、市でも本制度を活用することができた。

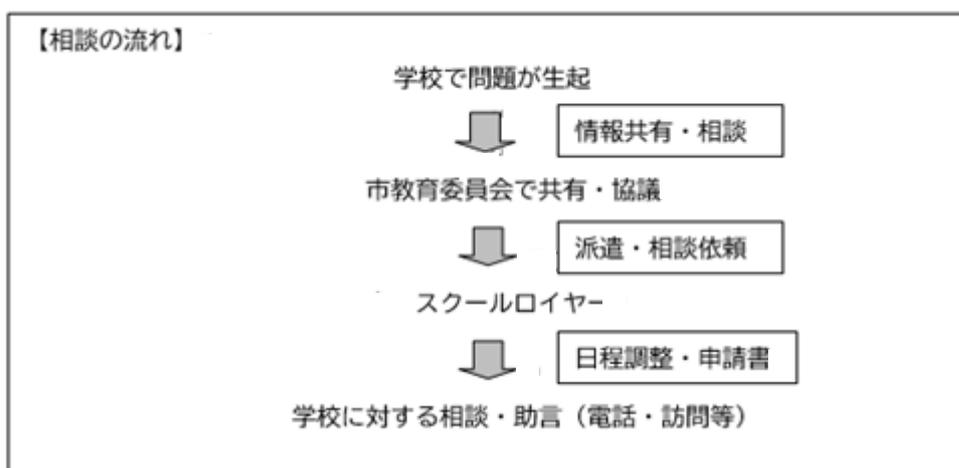
③いじめの防止等のための基本的な方針の改訂

平成28年3月に改訂され、学校の設置者として実施すべき施策として「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の派遣等の体制整備を図る」と明記された。

④吹田市独自のスクールロイヤー制度の導入

府のS L教育相談会は対象がいじめに関する相談に限られ、申請してから相談までに時間がかかり迅速な対応は困難なものがあった。市では生起したいじめなど学校が抱える様々な事案に対応するため、スクールロイヤーとのパイプを持つことは重要であり、市独自のスクールロイヤー制度を整備することで、これまで以上に事案の早期解決が図れると考え、平成30年度から大阪弁護士会からの推薦を受けた宮下弁護士にスクールロイヤーとして携わってもらうこととなった。

ウ. 相談方法について



(吹田市資料より抜粋)

- ①学校だけでは対応困難な事象に対し、学校は市教育委員会に状況を説明し情報を共有する。
- ②市教育委員会は状況を確認し、活用が必要と判断すれば、S Lに派遣・相談実施依頼をする。
学校は「スクールロイヤー活用申請書」を作成し、メールで市教育委員会に提出する。
- ③市教育委員会が学校とスクールロイヤーとの日程調整を行い、派遣・相談日を決定する。
- ④スクールロイヤーが学校に訪問（指導主事随行）または電話により相談・助言を行う。

エ. スクールロイヤーの活動内容について

- ・保護者とのトラブル等について、学校及び市教育委員会からの相談を電話、面談にて実施。
- ・いじめ対応に関する活動について、市いじめ不登校虐待防止対策委員会いじめ検討部会へオブザーバーとして参画し、緊急対応チームの一員としていじめ重大事態の調査。
- ・その他、学校ブロックの研修会や校長指導連絡会、教頭指導連絡会等において研修の実施。

オ. 経費について

年間経費 月額100,000円×12か月×1.1=1,320,000円

契約期間1年の年間契約を締結し、契約期間満了の1月前までに吹田市またはスクールロイヤーのいずれかが特段の意思表示を行わない限り、同条件で期間を1年間ずつ更新するものとし、現在まで更新されてきた。なお、活動内容に関わらず月額経費は固定となる。

カ. 課題、今後の展開について

学校が自らの安心材料として安易にスクールロイヤーに相談したり、「スクールロイヤーも言っていますので」と、法律を後ろ盾にしようとするところがある。スクールロイヤーは子供の最善の利益のためのものであり、対応の根底には学校の対応方針が必要であると考えている。

また、手遅れになってから学校から相談が来ることもあり、学校がもっと早い段階で相談することができる基準やシステムを構築する必要がある。

キ. 主な質疑応答

※回答はスクールロイヤーである宮下弁護士による回答

(問) 宮下弁護士が吹田市のスクールロイヤーをされている経緯などがあったら教えてほしい。

(答) 以前に8年間吹田市の教育委員に就いていた経歴があり、大阪弁護士会から吹田市のスクールロイヤーにと依頼があったのは退任後であるが、教育委員だった頃に学校訪問等により積極的に学校に関わってきた。このため、相談が来た時にもそれぞれの学校の地域性を踏まえた対応をとることができることは強みである。

(問) スクールロイヤーは直接保護者の相談に乗ったり対峙することはあるのか。

(答) スクールロイヤーは代理人ではないので、制度として保護者と対峙しないとしている。

(問) 相談はどれくらいの頻度であるのか。

(答) 時期にもよるが、最近はほぼ毎日教育委員会から相談の電話がかかってくる状況である。

(2) デジタル・シティズンシップ教育について

ア. 概要

デジタル・シティズンシップ教育とは、現代社会がICT機器やインターネットを抜きにして成り立たないことを前提に、ウェルビーイングの視点から、それらを積極的に活用し、社会に参画するために必要な能力を身に付ける教育である。吹田市では他の自治体に先駆けて、令和3年度より市内全小中学校で、デジタル・シティズンシップ教育に取り組んでいる。

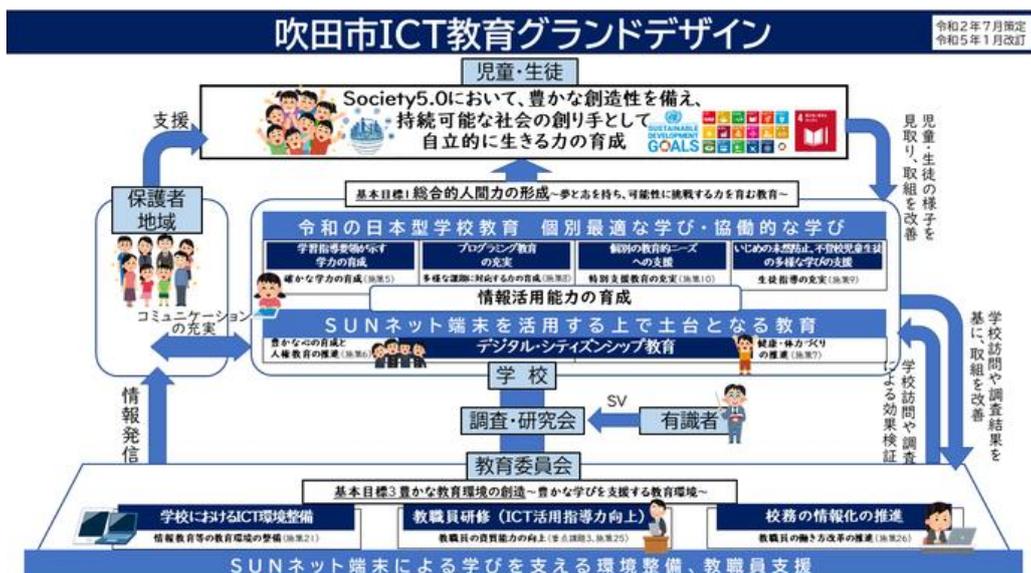
イ. 導入の経緯・取り組み過程

①GIGAスクール構想

ICT技術の社会への浸透に伴い、教育現場でも先端技術の効果的な活用が求められるようになったことから、令和元年12月に文部科学省より全国の児童・生徒一人に1台の端末と高速ネットワークを整備するGIGAスクール構想が発表された。

②吹田市ICT教育グランドデザイン

GIGA元年となる令和3年度を見据え、令和2年7月に吹田市ICT教育グランドデザインを策定した。全ての子供が端末を使用することで、誰一人取り残すことのないICTを活用した学習環境が整うが、併せてデジタル社会を生きるための基盤となる教育が必要であるとして、吹田市ICT教育グランドデザインの土台となる教育としてデジタル・シティズンシップ教育を位置付けることとした。

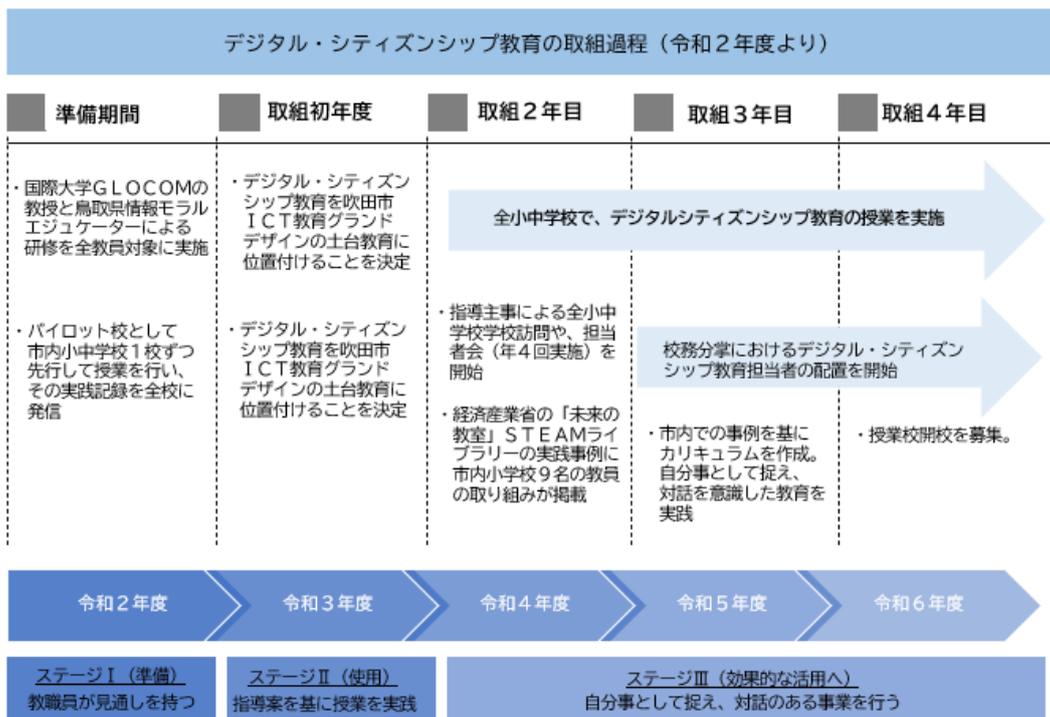


(吹田市HPより引用)

③人権教育との親和性

市では「ともに学び、ともに育つ」という教育理念の下、多様な価値観と人権の尊重を基礎に置いた教育を実践してきた。令和2年度からは、いじめ防止の取り組みとして学校・教育委員会・市長部局が一丸となって「すいたGRE・ENスクールプロジェクト」を立ち上げ、いじめ問題に対して目の前の事実気づき、立ち止まって考え、行動を起こす知識とスキルを学ぶ取り組みを行ってきたが、落ち着いて内省する力等を育成するデジタル・シティズンシップ教育と親和性があり、さらなる教育の一助になるものとしてそれぞれの取り組みを推進している。

④取り組み過程



(吹田市資料より抜粋)

ウ. 主な特徴

デジタル・シティズンシップ教育の目的	
1	将来デジタル社会で生き抜くために、自らが判断し、適切に行動できるようICTのよりよい使い手になる力を身に付ける。
2	発信力、考える力、共感力、メタ認知力を活用し主体的に社会参画できる力を身に付ける。

デジタル・シティズンシップ教育の3本柱	
1	責任を持って、積極的にICTを活用すること
2	デジタルの世界も公共の場であると捉えること
3	ウェルビーイングの視点で、立ち止まって考えること

育成する5つの資質	
1	<u>落ち着いて内省する</u> オンライン上で立ち止まり自らの行動を省みる。自分の思い込み・習慣を振り返る。
2	<u>見通しを探求する</u> 他の人の気持ちに気を配り、自分のモラル、市民としての責任を考える。
3	<u>真実と根拠を探す</u> 情報の出所や内容をよく確かめ、信頼できる情報源から情報を探し評価する。
4	<u>可能な行動方針を想定する</u> 自分や周囲への責任や影響を考え、とるべき行動を考える。自分の選択に価値観や思い込みがどのように反映しているのかを考える。
5	<u>行動を起こす</u> オンライン上で行動する、必要な助けを求める。他者の味方、支持者になれる。

エ. 成果

①インターネットリテラシーの向上

児童・生徒がデジタル社会での情報の正確さや信頼性を評価する能力が向上し、フェイクニュースや誤情報に対して批判的に考える力を育てることにつながっている。

②安全なインターネット利用習慣の確立

個人情報保護等を学び、インターネット上のトラブルやリスクを避ける力を身に付けている。

③教師のデジタル教育スキルの向上

教職員は、担当者会や公開授業等を通して、デジタル教育の指導力が向上している。質の高い授業の中で、生徒たちは課題を自分事として捉え、必要なスキルを効果的に学んでいる。

④保護者に向けた授業公開

授業で使用するワークシートに保護者コメント欄を設けたり、参観日等での授業の積極的な公開等により、保護者からの関心も高い。保護者と教員の対話から教材が生まれることもある。

オ. 課題

①インフラの整備と格差

ICT環境の整備は進んでいるものの、家庭での考え方、インターネット環境やデバイスの有無は、家庭ごとのデジタル格差として影響を与えている。

②教職員のデジタルスキルのばらつき

教職員によってはICTツールの活用に慣れていない場合があり、一貫した質の高いデジタル教育を提供するためには、教職員のさらなるスキル向上が必要である。新しいツールやアプリケーションの導入に抵抗感を持つ教職員もいるため、担当者会や研修等の充実が求められる。

③デジタルマナーと論理教育の強化

児童・生徒のインターネット利用時間が増加する中で、SNSの利用によるいじめやトラブル等、デジタル空間での人間関係が問題となる場合がある。マナーや倫理教育の強化が課題である。

カ. 主な質疑応答

(問) デジタル・シティズンシップ教育で子供達にどのような変化があったか。

(答) 子供たちは情報を発信する事に慣れるとさらに面白いものを発信したくなり、自制が効かなくなるところもあったが、授業により立ち止まり見直す力が付いていると感じている。

(問) 欧米ではモバイルデバイスへの依存性等から学校での使用を禁止する国が増え、特に低学年では紙ベースの教育を推奨する国が出てきていることをどのように捉えているか。

(答) 欧米の動きは注視しつつも、まずは文科省の考えに基づき取り組んでいく。紙とデジタルそれぞれの特徴を踏まえた授業内容を考えていきたい。

3. まとめ

吹田市のスクールロイヤーによる法務相談制度については、地域に精通した弁護士が担当することで、学校等は地域性を踏まえた的確な助言を受けることができ、学校現場での問題の深刻化防止と円滑な対応を実現している。視察では、この制度の一番の目的は、「子供の最善の利益を守ること」であり、学校の負担軽減ではないと繰り返し強調されていた点が印象的であった。本区においても、いじめ問題や学校事故など、学校現場が抱える問題は複雑化しており、スクールロイヤー制度導入も含めた支援策を検討している中、子供の最善の利益を第一に考え、法的支援体制を構築した同市の取り組みは、学校における法的課題を解決するための支援策の一つとして有効なモデルケースになり得ると感じた。

デジタル・シティズンシップ教育については、ICTのよりよい使い手となり、将来デジタル社会で生き抜くための力を身に付ける教育を市内全小中学校で取り組んでおり、子供達にデジタル社会で活動する際に立ち止まり、行動を見直す力が培われるなど大きな成果をあげている。本区でも、GIGAスクール構想に基づく一人1台端末の整備後、ネットトラブル対応やデジタル社会に向けた教育の充実が急務となっている。同市の取り組みは、トラブル防止にとどまらず、デジタル社会の担い手育成という観点からも、大いに参考となった。



視察の様子



吹田市教育センター前にて